

○茨城県建設業者表彰規程

昭和33年4月7日
茨城県告示第307号

茨城県建設業者表彰規程を次のように定める。

茨城県建設業者表彰規程

(趣旨)

第1条 この規程は、建設業の健全な振興発展に資するため、県が発注した建設工事を誠意をもって適正に施工し、優秀な成績で完成した建設業者及び主任(監理)技術者に対して、知事が表彰することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「建設工事」とは、建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第2条第1項に規定する建設工事をいう。

2 この規程において「建設業者」とは、法第2条第3項に規定する建設業者をいう。

3 この規程において「主任(監理)技術者」とは、法第26条第1項に規定する主任技術者及び同条第2項に規定する監理技術者をいう。

(表彰の対象となる工事及び候補者の推せん)

第3条 表彰の対象となる建設工事は、当該表彰を実施する年度の前年度において完成したものである。

2 建設工事を行う主管課長及び出先機関の長は、前項に規定する建設工事を施工した建設業者及びその施工に係る主任(監理)技術者のうち原則として県内建設業者及びその施工に係る主任(監理)技術者の中から表彰候補者を選定し、知事に推せんするものとする。

(表彰を受ける者の決定)

第4条 知事は、第6条に規定する建設業者表彰審査会が前条第2項の規定により推せんされた者の建設工事を審査した結果に基づき、表彰を受ける者を決定する。

(表彰の方法)

第5条 知事は、前条の規定により、表彰を受けるものと決定した建設業者及び主任(監理)技術者に対し、表彰状を贈呈する。

(審査会)

第6条 建設工事の成績を審査するために、建設業者表彰審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2 審査会は、会長、副会長及び審査委員をもつて構成する。

- 3 会長には土木部長を，副会長には農林水産部長をもつて充てる。
- 4 審査委員は，次の各号に掲げる者とする。
 - (1) 土木部次長，土木部都市局長，土木部港湾振興監，農林水産部農地局長，農林水産部林業課長，農林水産部農地局及び土木部の各課長並びに首席検査監(会長が別に指定する者に限る。)の職にある者
 - (2) 前号に定めるもののほか，土木又は建築の分野に関し高度な専門的知識を有する者のうち知事が定めるもの

(部会)

第7条 審査会の求めに応じ，専門的事項を調査審議するため，審査会に部会を置く。

- 2 前項の部会は，次の各号に定めるものとする。
 - (1) 土木部会
 - (2) 建築部会
 - (3) 農業土木部会
- 3 部会は，部会長及び部会委員をもつて構成する。
- 4 土木部会長及び建築部会長には土木部次長(会長が別に指定する者に限る。)を，農業土木部会長には農林水産部農地局長をもつて充てる。
- 5 審査委員は，いずれか一の部会の部会委員となるものとし，所属部会の決定は，会長が行う。

第8条 会長は，会務を総理し，審査会を代表する。

- 2 副会長は，会長を補佐し，会長に事故があるときは，その職務を代理する。
- 3 部会長は，部会の事務を総理し，部会を代表する。

第9条 部会長は，当該部会の審査が終了したときは，速やかにその結果を会長に報告するものとする。

(幹事)

- 第10条 審査会に幹事を置き，農林水産部林業課の課長補佐(技術総括)並びに農林水産部農地局及び土木部の課長補佐(技術総括)を充てる。
- 2 幹事は審査会の事務を補佐する。

(庶務)

第11条 審査会の庶務は，土木部検査指導課で行う。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか，建設業者の表彰に関し必要な事項は会長が定める。

付 則(昭和43年告示第962号)

この規程は、公布の日から施行する。

付 則(昭和47年告示第644号)

この規程は、公布の日から施行する。

付 則(昭和49年告示第632号)

この告示は、公布の日から施行する。

付 則(昭和51年告示第347号)

この告示は、昭和51年4月1日から施行する。

付 則(昭和52年告示第834号)

この告示は、公布の日から施行する。

付 則(平成4年告示第452号)

この告示は、平成4年4月1日から施行する。

付 則(平成5年告示第409号)

この告示は、平成5年4月1日から施行する。

付 則(平成9年告示第525号)

この告示は、公布の日から施行する。

付 則(平成10年告示第604号)

この告示は、公布の日から施行する。

付 則(平成11年告示第495号)

この告示は、公布の日から施行する。

付 則(平成12年告示第670号)

この告示は、公布の日から施行する。

付 則(平成13年告示第568号)

この告示は、公布の日から施行する。

付 則(平成15年告示第760号)

この告示は、公布の日から施行する。

付 則(平成16年告示第940号)

この告示は、公布の日から施行する。

付 則(平成22年告示第748号)

この告示は、公布の日から施行する。

付 則(令和2年告示第1012号)

この告示は、公布の日から施行する。

付 則(令和3年告示第496号)

この告示は、公布の日から施行する。